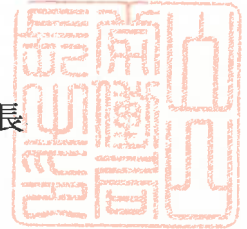




山口労発基 0820 第 2 号
平成 30 年 8 月 20 日

一般社団法人山口県労働基準協会長 殿

厚生労働省山口労働局長



労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について

日頃から、労働基準行政の推進につきまして、御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法に基づくストレスチェックの実施者を追加するため、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 108 号）が、別添のとおり、平成 30 年 8 月 9 日公布され、同日より施行されました。

平成 27 年に施行された「ストレスチェック制度」は、事業者に対し、労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査（以下、「ストレスチェック」という。）や、検査結果に基づく医師による面接指導などを義務付ける制度です。

ストレスチェックの実施者は、ストレスチェックを実施し、その結果を踏まえ、面接指導の必要性を判断する者で、これまで、産業保健や精神保健に関する知識を持つ医師、保健師、必要な研修を修了した看護師や精神保健福祉士となっていました。

今回の改正により、ストレスチェックの実施者に、必要な研修を修了した歯科医師と公認心理士を追加されました。

つきましては、関係事業場等への周知等について特段の御理解と御協力をお願い申し上げます。



基 発 0809 第 1 号
平成30年 8 月 9 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第108号）については、平成30年8月9日に公布され、同日より施行されたところである。

改正内容は下記のとおりであるので、関係者へ周知を図る等、その施行に遺漏なきを期されたい。

記

1 改正の概要（労働安全衛生規則第52条の10関係）

今般、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の10第1項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「検査」という。）の実施者に、検査を行うために必要な知識についての研修であって厚生労働大臣が定めるもの（以下「厚生労働大臣が定める研修」という。）を修了した歯科医師及び公認心理師を追加することとしたこと。

2 細部事項

厚生労働大臣が定める研修を修了した歯科医師又は公認心理師により検査を実施する場合には、検査を受ける労働者の属する事業場の状況を日頃から把握している者であることが望ましいこと。

また、歯科医師については、労働衛生コンサルタントとして労働者のメンタルヘルスを含めた健康管理等に関与していることが望ましいこと。

3 その他

今般の省令改正を受け、次に掲げる公示及び通達について所要の改正を行ったこと。

- (1) 心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（平成27年4月15日心理的な負担の程度を把握するための検査等指針公示第1号）

(2) 「労働安全衛生規則第52条の10第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修に係る具体的事項について」(平成27年5月1日基発第0501第4号)

○厚生労働省令第百八号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十六条の十一第一項及び第百条第一項の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年八月九日

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

厚生労働大臣 加藤 勝信

（傍線部分は改正部分）

		改	正	後
2	(検査の実施者等) 第五十二条の十 法第六十六条の十一第一項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者（以下この節において「医師等」という。）とする。 一・二 (略)			
2	(検査の実施者等) 第五十二条の十 法第六十六条の十一第一項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者（以下この節において「医師等」という。）とする。 一・二 (略)			
2	(検査の実施者等) 第五十二条の十 法第六十六条の十一第一項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者（以下この節において「医師等」という。）とする。 一・二 (略)			

三 検査を行うために必要な知識についての研修であつて厚生労働大臣が定めるものを修了した歯科医師、看護師、精神保健福祉士又は公認心理師

三 検査を行うために必要な知識についての研修であつて厚生労働大臣が定めるものを修了した看護師又は精神保健福祉士

様式第六号の二(表面)を次のように改める。

附 則

第一条(施行期日) (経過措置) この省令は、公布の日から施行する。

第二条 この省令の施行の際現に提出されているこの省令による改正前の労働安全衛生規則に定める様式による検査結果等報告書は、この省令による改正後の労働安全衛生規則に定める相当様式による検査結果報告書とみなす。

様式第6号の2(第52条の21関係)(表面)

心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書

80501

労働保険番号

対象年	7:平成	年	検査実施年月	7:平成	年
事業の種類	事業場の名称				
事業場の所在地	郵便番号() 電話 ()				

在籍労働者数		人	
検査を実施した者	<input type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> 1:事業場選任の産業医 2:事業場所属の医師(1以外の医師に限る。)、保健師、歯科医師、看護師、精神保健福祉士又は公認心理師 3:外部委託先の医師、保健師、歯科医師、看護師、精神保健福祉士又は公認心理師 	検査を受けた労働者数	人
面接指導を実施した医師	<input type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> 1:事業場選任の産業医 2:事業場所属の医師(1以外の医師に限る。) 3:外部委託先の医師 	面接指導を受けた労働者数	人
集団ごとの分析の実施の有無	<input type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> 1:検査結果の集団ごとの分析を行った 2:検査結果の集団ごとの分析を行っていない 		

産業医	氏名	
	所属医療機関の名称及び所在地	(印)

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

受付印

(印)

折り曲げる場合は、(4)の所を谷に折り曲げる。